

## 下水道受益者負担金に関するお知らせ

下水道が整備されると、生活環境が良くなり、自然環境の維持保全にも役立ちます。しかし、誰でも利用できる公園や道路と異なり、下水道は下水道が整備された区域の人しか利用できません。そこで、下水道が整備された区域の方々に、下水道の建設費用の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

受益者負担金の額は、所有されている(または権利のある)土地の登記簿の面積に1㎡あたりの単位負担金額530円を乗じて得た額になります。

受益者負担金の納付までの流れや負担金額(負担金の徴収猶予、減免)、納付方法等の詳細につきましては、次の問合せ先でご確認ください。

### 問合せ先(土木部下水道経営課)

◆電話番号 04-7167-1409

◆ホームページ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/120910/hutankin.html>

## 水道引き込み時の費用負担について

新しく水道を引く人が増えると、その需要をまかなうために水源施設等の拡張整備をしなければなりません。そのためには多くの建設投資が必要になります。現在水道を引いている人と、これから水道を引く人との負担の公平を図るため、建設投資の一部を、その利用割合に応じて負担していただくのが給水申込納付金です。

新しく水道を引いたり、大きい水道メーターの口径に取り替えるときは、給水申込納付金と工事に伴う費用が必要になります。(※これらの費用は全て自己負担です。)

給水申込納付金や柏市指定給水装置工事業業者等の詳細につきましては、次の問合せ先でご確認ください。

### 問合せ先(水道部給水課)

◆電話番号 04-7166-3182

◆ホームページ <http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/210200/p019675.html>

## 支障物の撤去について

大室東地区のインフラ整備を進めるにあたり、工事に支障となる道路越境物(庭木、塀、庭石、コンクリート等)を撤去する必要があります。(※撤去に係る費用は全て個人負担です。)支障物の撤去についてご理解とご協力をお願いします。

### 【問合せ先】

柏市 都市部 北部整備課  
担当 : 野澤、御園生、花塚、渡辺  
TEL : 04-7167-1249(直通)  
所在 : 〒277-0005 千葉県柏市柏 255  
E-mail : [hokubuseibi@city.kashiwa.chiba.jp](mailto:hokubuseibi@city.kashiwa.chiba.jp)

本誌の内容について、ご不明な点等がございましたら、お手数をおかけいたしますが、右記の問合せ先までご連絡ください。

## 大室東地区

# まちづくり情報誌



第13号 令和3年12月発行

日頃から、柏市行政へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本誌では大室東地区の現状や今後の予定、市からのお知らせ等について、地区内の皆様に情報を提供しています。

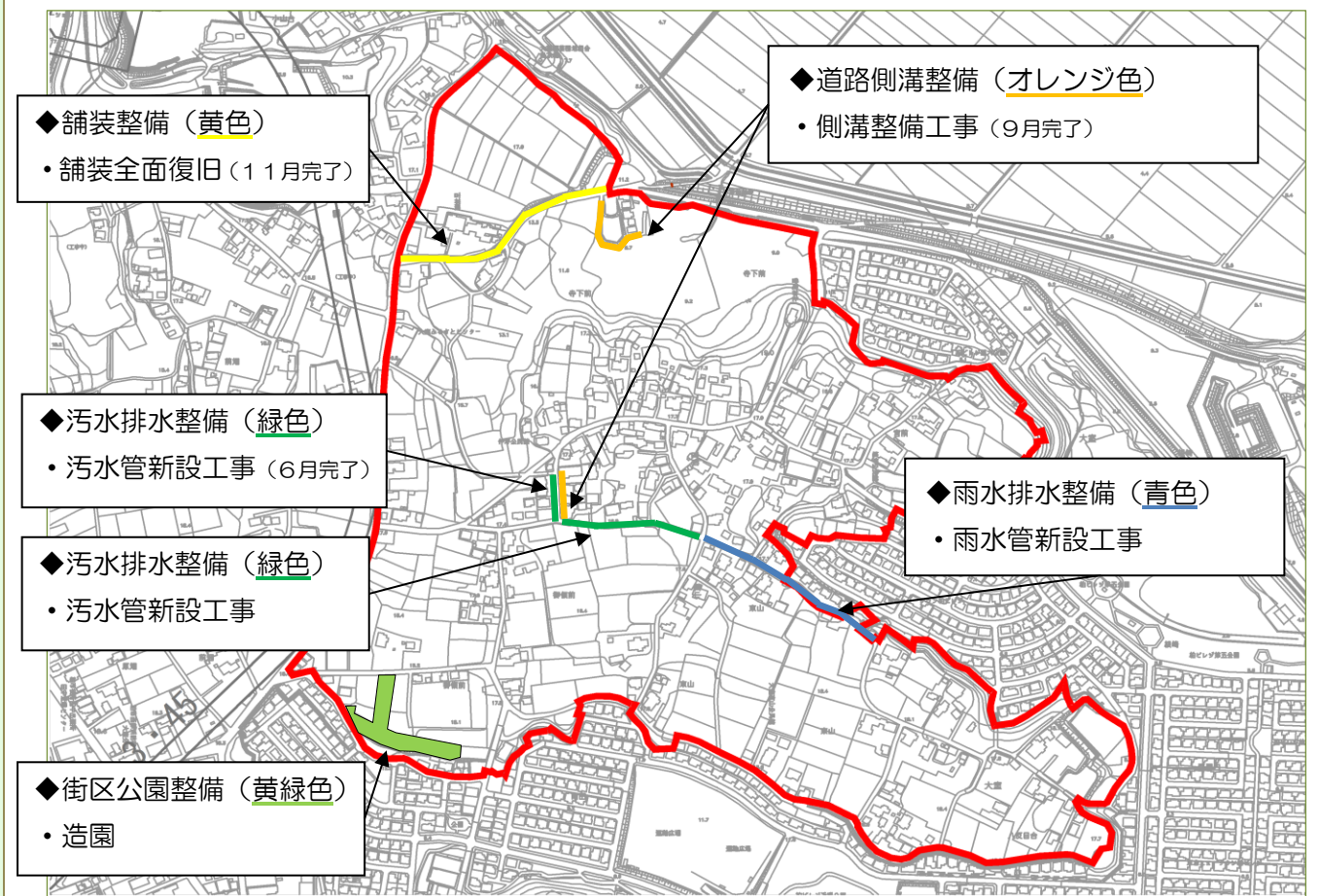
第13号となる本号では、「今年度の工事」、「現在の公共施設整備状況について」、「川端調整池について」そして「吉祥院北地区土地区画整理事業について」お知らせいたします。

今後も公共施設の整備とあわせ、大室東地区の計画的なまちづくりを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 今年度の大室東地区公共施設整備

今年も引き続き、下水道の整備や道路側溝の整備を実施しています。施工箇所や施工内容については、下図をご参照ください。

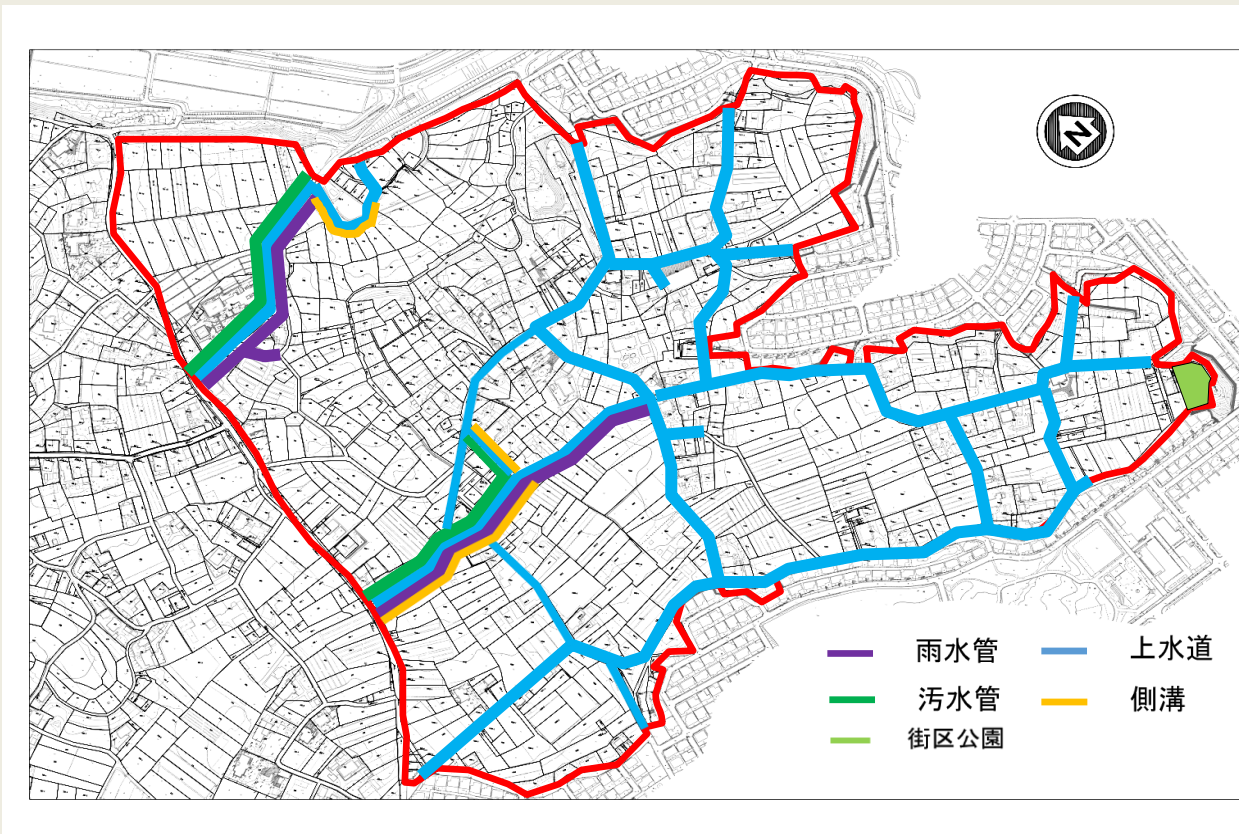
### 今年度の工事(令和3年6月~令和4年3月)



## 現在の公共施設整備状況について

令和3年12月現在の公共施設整備状況をお知らせします。平成29年度より大室東地区公共施設整備計画に基づき、整備を進めて参りました。令和3年12月現在では下図のとおり、当初計画していた令和元年度までの上水道整備が完了し、雨水管や污水管、道路側溝の整備が進んでいます。引き続き上下水道及び道路側溝の完成を目指して、工事を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 公共施設整備状況図面（令和3年12月現在）



## 川端調整池について

令和3年3月に完成した川端調整池修景整備では人々の憩い・集いの場となるような空間形成を目指して、遊歩道やデッキが整備されました。

令和2年11月には、地域の方々と菜の花の種だんごを作り、花壇に植栽されました。春には歩道沿いの桜や菜の花が咲き、みどり豊かな景観が広がります。また、利根川の遊水地を眺めることができ、天気の良い日には筑波山も見る事ができる場所となっています。



## 吉祥院北地区土地区画整理事業について

第10号でもお知らせしました令和元年12月27日より開始された柏市吉祥院北地区土地区画整理事業ですが、令和3年12月3日に換地処分が公告されました。道路は6m幅で整備され、すべての土地が道路に接するようになりました。区域内には、調整池や防火水槽が整備され、安全安心の住環境が整備されました。

換地処分公告に伴い、令和3年12月4日から、事業地区内及び事業に隣接している一部の地区において、町名及び地番が変更になりました。吉祥院北地区土地区画整理事業の詳細につきましては、柏市市街地整備課のホームページで新地番対照図等を公開しておりますので、次の問合せ先でご確認ください。

### 問合せ先（都市部市街地整備課）

- ◆電話番号 04-7167-1149
- ◆ホームページ <https://www.city.kashiwa.lg.jp/shigaichiseibi/sinnkihp/kitijyouinnkita/tikutotikukakuseirijigyouunituite.html>

### 吉祥院北地区土地区画整理事業前後の比較



事業前は、農地が多く、生産緑地に指定されている土地が多くありました。また、無接道地が多く、農地以外の土地活用が困難な状態でした。



事業後は、すべての土地が接道し、土地活用が図りやすくなりました。特に生産緑地は、仮に解除されたとしても問題なく活用することができます。

### 施設等の写真

